

特定非営利活動法人空域未来技術機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人空域未来技術機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市南区横手二丁目16番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業、ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業等を行い、ドローン技術の発展と活用分野の拡大を図るとともに、撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業、映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業等を行い、文化、芸術の振興、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業
- (2) ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業
- (3) 撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業
- (4) 映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

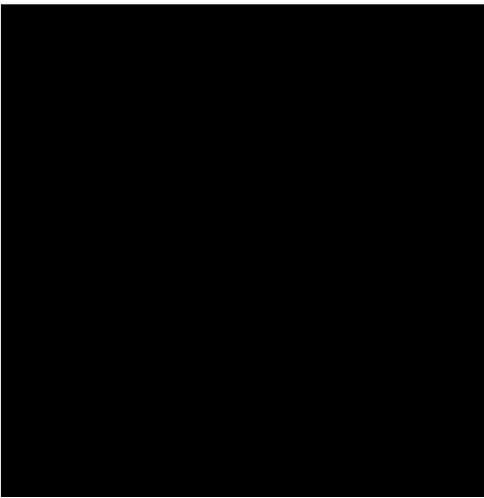
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	城野 修一
理事	佐久間 翔太
理事	後藤 勝騎
監事	吉福 輝成
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	0 円	賛助会員（個人）	5,000 円
	正会員（団体）	0 円	賛助会員（団体）	50,000 円
(2) 年会費	正会員（個人）	0 円	賛助会員（個人）1 口	10,000 円（1 口以上）
	正会員（団体）	0 円	賛助会員（団体）1 口	100,000 円（1 口以上）

役員名簿

(特定非営利活動法人空域未来技術機構)

役職名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ジョウノ シュウイチ 城野 修一		有
理事	サクマ ショウタ 佐久間 翔太		無
理事	ゴトウ カツキ 後藤 勝騎		無
監事	ヨシフク テルシゲ 吉福 輝成		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、地域社会においては人口減少や高齢化の進行により、あらゆる分野で人手不足が深刻化しています。特に運送・物流分野における過疎地域への配送効率の低下、林業・農業分野における森林の荒廃、山間地域における林業・農業の労力不足、防災分野における災害時の支援の質の低下、環境保全・地域資源の管理等の分野における密猟・不法投棄・遊漁権違反等の違法行為、インフラの老朽化等、多岐にわたる社会的課題が顕在化しています。

これらの課題を効率的かつ安全に解決へ導くための一つの手段として、近年、ドローンが注目されています。ドローンによる空撮や遠隔監視、物資輸送、農薬や肥料散布、インフラ点検、害獣対策、地形・環境のデータ取得等は、従来の人力では困難であった作業を補完・代替する大きな可能性をもつものとして大いに期待されています。私たちは、このドローン技術をあらゆる地域社会の課題解決に積極的に活用促進すべく、ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業を行ってまいります。具体的には、ドローンの社会実装に向けた実証実験や、自治体や企業等から依頼を受け、密漁や不法投棄の監視、災害支援、インフラ点検、資材輸送、高齢者買い物支援等、各分野でのドローン導入及び活用支援を行います。また、ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業として、ドローン初心者向け講座やワークショップの開催、ドローン資格取得者向け教材開発及び講座の実施等を行い、ドローンに関心を持つ人の裾野を広げるための活動や、ドローンに関する専門的な知識やスキルを持つ技術者の育成にも貢献してまいります。

一方、スマートフォンやSNSの普及に伴い、誰もが容易に映像を撮影・発信できる社会となりました。これにより表現の幅は大きく広がった一方、情報リテラシーの不足、誤情報の拡散、プライバシー侵害、子どもや若年層のネットトラブルなど、社会的課題も増加しています。AI技術による映像生成や編集についても、初心者でも容易に可能となり、その安全な活用と正しい理解が求められています。

これらの課題に対して、私たちは、撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業として、初心者から子どもまで参加できる撮影・編集ワークショップや、地域住民向けSNSやAI活用に関するリテラシーセミナー、映像制作体験イベント等を行ってまいります。また、映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業として、ドローン撮影映像を含むあらゆる動画や映像制作及び活用に関する専門知識を学べる常設スクールを開設し、地域の若手クリエイターやアーティストの育成を行うことで、地域の文化・芸術・産業の発展を図り、安全で持続可能な地域社会の実現に寄与してまいります。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人空域未来技術機構を設立することにしました。

この法人は、広く一般市民に対して、ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業、ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業等を行い、ドローン技術の発展と活用分野の拡大を図るとともに、撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業、映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業等を行い、文化、芸術の振興、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和7年11月13日午後1時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和8年度及び令和9年度の事業計画、収支予算、役員の名簿を審議し決定した。

令和7年11月27日午後1時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和8年度及び令和9年度の事業計画、収支予算、役員の名簿を提案し、審議の上決定した。

もって、特定非営利活動法人空域未来技術機構の設立を申請する。

令和7年11月27日

特定非営利活動法人空域未来技術機構

設立代表者 住所又は居所

氏名 城野 修一

令和8年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人空域未来技術機構

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きや事業実施に向けた体制の整備を行いつつ、広く一般市民に対して、ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業、ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業を行い、ドローン技術の発展と活用分野の拡大を図るとともに、撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業、映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業を行い、文化、芸術の振興、持続可能な地域社会の実現を図り、もって広く公益に寄与するため下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
①ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業	ドローン技術の社会実装に向けた実証実験	随時	法人事務所 又は 近隣公共施設	3人	一般市民 多数	1,396
	自治体や企業等から依頼を受け、ドローン導入及び活用支援等を行う(以下、活動例) ・密漁、不法投棄、遊漁権違反等の監視及び通報 ・消防団・自治体等と連携した災害対応、防災訓練等支援 ・河川、海岸等のインフラ点検支援 ・林業、山間地域における資材輸送支援 ・高齢者、過疎地等への買い物支援	随時	日本各地 又は 依頼に応じた場所	4人	ドローン導入及び活用支援の依頼企業等 多数	

②ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業	ドローンに関する初心者向け講座やワークショップ等の企画及び実施	年2回	法人事務所 又は 県内公共施設	4名	福岡市 周辺地域の ドローンに関心のある市民 30人/回	514
	ドローンの資格取得者向けの教材開発及び講座の企画及び実施	年2回	法人事務所 又は 県内公共施設	4名	福岡市 周辺地域の ドローン資格取得希望者 15人/回	
③撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業	撮影・映像制作のワークショップ、SNS・AIに関する情報発信及びリテラシー教育セミナー、子ども向けイベントの企画及び実施	年3回	法人事務所 又は 県内公共施設	2名	福岡市 周辺地域の 撮影・映像制作に関心のある 市民 30人/回	343
④映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業	映像制作スクールの開設準備及び運営 ※令和8年10月頃より運営開始予定	毎週 水曜日 18:30 ～ 20:00	福岡市内の公共施設等	4名	福岡市 周辺地域の 撮影・映像制作に関心のある 市民 15名/回	604

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人空域未来技術機構

1 事業実施の方針

令和9年度は、前年度に引き続き、広く一般市民に対して、ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業、ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業を行い、ドローン技術の発展と活用分野の拡大を図るとともに、撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業、映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業等を行い、文化、芸術の振興、持続可能な地域社会の実現を図り、もって広く公益に寄与するため下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予 定日時	実施予 定場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業	ドローン技術の社会実装に向けた実証実験	随時	法人事務所 又は 近隣公共施設	3人	一般市民 多数	2,712
	自治体や企業等からから依頼を受け、ドローン導入及び活用支援等を行う（以下、活動例） ・密漁、不法投棄、遊漁権違反等の監視及び通報 ・消防団・自治体等と連携した災害対応、防災訓練等支援 ・河川、海岸等のインフラ点検支援 ・林業、山間地域における資材輸送支援 ・高齢者、過疎地等への買い物支援	随時	日本各地 又は 依頼に応じた場所	4人	ドローン導入及び活用支援の依頼企業等 多数	

②ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業	ドローンに関する初心者向け講座やワークショップ等の企画及び実施	年2回	法人事務所 又は 県内公共施設	4名	福岡市 周辺地域の ドローンに関心のある市民 50人/回	561
	ドローンの資格取得者向けの教材開発及び講座の企画及び実施	年2回	法人事務所 又は 県内公共施設	4名	福岡市 周辺地域の ドローン資格 取得希望者 15人/回	
③撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業	撮影・映像制作のワークショップ、SNS・AIに関する情報発信及びリテラシー教育セミナー、子ども向けイベントの企画及び実施	年4回	法人事務所 又は 県内公共施設	2名	福岡市 周辺地域の 撮影・映像制作 に関心のある 市民 50人/回	452
④映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業	映像制作スクールの運営	毎週 水曜日 18:30 ～ 20:00	福岡市内の公共施設等	4名	福岡市 周辺地域の 撮影・映像制作 に関心のある 市民 15名/回	1,020

令和8年度 活動予算書
 成立の日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人空域未来技術機構
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	1,050,000	1,050,000
2. 事業収益		
ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業収益	600,000	
ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業収益	720,000	
撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業収益	180,000	
映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業収益	1,080,000	2,580,000
3. 受取寄附金		
受取寄附金	500,000	500,000
4. その他収益		
その他収益	0	0
経常収益計		4,130,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,104,000	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	1,104,000	
(2) その他経費		
会議費	67,000	
旅費交通費	106,000	
諸謝金	40,000	
リース料	140,000	
通信費	117,000	
地代家賃	440,000	
水道光熱費	45,000	
広告宣伝費	210,000	
保険料	28,800	
備品消耗品費	560,000	
その他経費計	1,753,800	
事業費計		2,857,800
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	880,000	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	880,000	
(2) その他経費		
会議費	11,000	
旅費交通費	22,000	
通信費	0	
地代家賃	110,000	
水道光熱費	11,000	
広告宣伝費	0	
保険料	15,000	
支払手数料	33,000	
備品消耗品費	33,000	
その他経費計	235,000	
管理費計		1,115,000
経常費用計		3,972,800
税引前当期正味財産増減額		157,200
法人税、住民税及び事業税		70,000
当期正味財産増減額		87,200
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		87,200

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人空域未来技術機構

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	1,750,000	1,750,000	
2. 事業収益			
ドローン技術の研究開発推進並びにドローン技術の普及、啓発及び情報提供に関する事業収益	1,200,000		
ドローンに関する教育及び技術者育成支援事業収益	800,000		
撮影・映像制作のワークショップ、イベント等の企画及び開催に関する事業収益	240,000		
映像制作スクールの運営及びクリエイター、アーティスト育成に関する事業収益	2,160,000	4,400,000	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
4. その他収益			
その他収益	0	0	
経常収益計			6,150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,488,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	2,488,000		
(2) その他経費			
会議費	84,000		
旅費交通費	132,000		
諸謝金	40,000		
リース料	220,000		
通信費	144,000		
賃借料	480,000		
水道光熱費	72,000		
広告宣伝費	260,000		
保険料	52,800		
支払手数料	52,800		
備品消耗品費	720,000		
その他経費計	2,257,600		
事業費計		4,745,600	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	960,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	960,000		
(2) その他経費			
会議費	24,000		
旅費交通費	24,000		
通信費	0		
地代家賃	120,000		
水道光熱費	24,000		
広告宣伝費	0		
保険料	25,000		
支払手数料	36,000		
備品消耗品費	36,000		
その他経費計	289,000		
管理費計		1,249,000	
経常費用計			5,994,600
税引前当期正味財産増減額			155,400
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			85,400
前期繰越正味財産額			87,200
次期繰越正味財産額			172,600